

令和2年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年12月9日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者に対する意見について
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第63号 中頓別町議会議員及び中頓別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第 9 議案第64号 中頓別町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- 第10 議案第65号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第66号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○出席議員（8名）

1番 高橋 憲一 君	2番 長谷川 克弘 君
3番 西浦 岩雄 君	4番 宮崎 泰宗 君
5番 東海林 繁幸 君	6番 星川 三喜男 君
7番 細谷 久雄 君	8番 村山 義明 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小林 生吉 君
副 町 長	遠藤 義一 君
教 育 長	田邊 彰宏 君
総 務 課 長	小林 嘉仁 君
総 務 課 参 事	野露 みゆき 君
総 務 課 参 事	笹原 等 君

総務課参事	野田繁実君
総務課主幹	石川章人君
農業委員会会長	森川健一君
産業課長	平中敏志君
産業課参事	永田剛君
産業課参事	渡邊誠人君
産業課主幹	北村哲也君
建設課長	土屋順一君
保健福祉課長	相馬正志君
保健福祉課参事	山田美緒子君
教育次長	工藤正勝君
教育委員会主幹	小林美幸君
国保病院事務長	長尾享君
国保病院事務次長	西村智広君
会計管理者	藤田徹君
認定こども園園長	相座豊君
自動車学校長	山田和志君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	今野真二君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎議長の挨拶

○議長（村山義明君） 議員各位におかれましては、令和2年第4回定例会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染が拡大している中、本町においても引き続き感染症対策にはできる限り工夫を講じ、万全を期されるようお願い申し上げます。

また、議員及び町民一人一人は冷静にそれぞれができることを実践して、引き続きマスクの着用、手の消毒などの感染対策に努めていただきたいと思いますので、ご協力をよろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、長谷川さん、3番、西浦さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

長谷川さん。

○議会運営委員長（長谷川克弘君） おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

本委員会は、第4回中頓別町議会定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項に関し、11月27日に委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、本定例会の会期については、本日12月9日から12月11日までの3日間とする。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは4議員である。一部重複する可能性があるため、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

4、町長提出議案の取り扱いについて、全議案本会議で審議する。

5、説明員の出席について、新型コロナウイルス感染対策として議場での密集を避けるため、必要最小限の説明員での対応とすることの協力をお願いしたい。

6、閉会中の郵送陳情等の取扱いについて、全議員に写しを配付する措置を取り、議長預かりとした。

7、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、役場町民ホール及び町民センターに設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日12月9日から12月11日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月9日から12月11日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

町長一般報告及び中頓別町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定に対する監査委員の意見につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件につきましては、町長から報告の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。改めまして今コロナ禍の大変な状況でありますけれども、第4回定例会に全議員のご出席を賜りましたことについてお礼を申し上げたいと思います。

私からは2点の行政報告をさせていただきたいと思います。1点目は、既にご承知とは思いますけれども、改めまして中頓別町国民健康保険病院の院長の着任についてであります。令和2年12月2日に中頓別町国民健康保険病院院長として長島弘医師が着任いたしました。今後も医師2名体制により医療の充実を進めるべく取り組んでまいります。

先生についてでありますけれども、職位、院長、氏名、長島弘、専門科目は総合診療科、一般内科であります。

2点目は、新型コロナウイルス感染症に対する取組等についてであります。北海道では政府の分科会の提言を基に、本道の実情を踏まえて指標及び講ずべき施策を警戒ステージ5段階に設定し、これを受けて本町においても町全体における対応の指標として「警戒ステージにおける対応（中頓別町）」及び町職員における対応の指標として「新型コロナウイルス警戒ステージにおける職員対応」を定め、北海道の警戒ステージと連動して実施してきているところであります。10月以降北海道で感染拡大が広がり、10月28日には警戒ステージ1から2へ、さらに11月7日からは警戒ステージ2から3へ移行となり、11月27日までの3週間を集中対策期間と決めました。警戒ステージの引き上げに伴い、本町においても新型コロナウイルス感染症中頓別町対策本部会議を開催し、今後の対策の確認をするとともに、関係団体や事業者への周知、旬報や折り込みチラシ、防災無線を使用し、町内放送で周知啓発に努めてきました。しかし、11月に入ってから北海道での感染拡大の勢いが止まらず、宗谷管内でも感染者が発生している状況にあります。こうした極めて厳しい状況を踏まえ、北海道は集中対策期間を12月11日までの2週間延長し、本町においても引き続き感染対策に努めてきているところです。

現在本町での感染者は発生していませんが、いつ感染者が発生してもおかしくない状況にあります。いろいろな情報が錯綜する中で根拠のない情報に振り回されないように、また感染者や濃厚接触者が発生しても詮索したり誹謗中傷はとらずに思いやりの気持ちを大切にしてくださいよう町民の皆さんにお願いするとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて引き続き「新北海道スタイル」の実践のご協力をお願いし、感染防止の適切な情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

この間の詳細の経緯につきましては、別紙で報告をさせていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

引き続き教育長から教育行政報告の申出がありますので、これを許します。

田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） おはようございます。教育行政報告を2点させていただきます。

1点目です。中頓別小学校・中学校の授業時数の確保についてです。中頓別小学校・中学校は、6月1日から平常授業を継続しています。臨時休業により実施できなかった授業時数は、現段階では取り戻せています。引き続き感染防止に配慮した教育活動の実施に努めてまいります。

また、小中学校ともに運動会、学校祭、学習発表会（学芸会）、宿泊研究、修学旅行は終了しています。

なお、今後の状況によっては新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行による臨時休業の可能性もあるため、冬季休業期間の短縮は予定どおり実施いたします。

2点目です。小中学生の通学カバンについてです。このことについて定例校長会・教頭会で協議いたしました。小中学校ともに通学カバンは指定されていません。小学生はランドセルを使用している児童がほとんどですが、他のカバンを選択することも可能です。小中学校ともに副教材等を学校に置いて帰ることは認めています。教科書を学校に置いて帰ることは認めていません。現在の状況を継続してまいります。

○議長（村山義明君） ただいまの教育行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これにて行政報告は終了しました。

◎諮問第1号

○議長（村山義明君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記、氏名、井野順子。

令和2年12月9日提出、中頓別町長。

ご説明をさせていただきたいと思います。井野順子さんにつきましては、平成27年の第1期から現在2期の終了期を迎えておりまして、今回が3期目となります。名寄人権擁護委員会協議会では監査を務め、人権委員として活動、また枝幸部会、これは中頓別町、枝幸町、浜頓別町の3町で構成されておりますけれども、監査委員も担っていただいているところであります。この間の活動やご本人の人格、人柄等から、重ねて3期目の委員としてお願いしたいというふうに考えているところであります。ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件については、討論を省略いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を採決します。

お諮りします。本件は適任と答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。
よって、本件は適任と答申することに決しました。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第7、一般質問を行います。
本定例会では4名の議員から一般質問の通告がありました。
順番に発言を許します。

受付番号1番、議席番号7番、細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受付番号1番、議席番号7番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和2年第4回定例会に当たり、さきに通告いたしました1点の項目につきまして質問をさせていただきます。

私は、小林町長には私が元気に中頓別町にいる限りは今後も中頓別町のトップとして行政に携わっていただきたいという思いがあります。町長として今まで行ってきた政策等を踏まえ、町長が目指す今後の町の将来像について今日はお伺いしたいと思います。

未曾有の人口減少社会を迎える中で、中頓別町においても少子高齢化や人口減少が急激に進んでおり、歯止めがかからないのが現状である。そこで、町長は就任後2期目、1年9か月が経過するが、今後の町の将来像をどのように描いているのか。将来の町の人口推移から産業振興の姿、観光推進、子育て支援対策、教育環境の充実、医療、福祉、介護の構築について明確かつ具体的にお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員の目指す今後の町の将来像に関するご質問にお答えをしたいと思います。

中頓別町の人口は、これまで大きく減少し、今後も減少が続いていくことが予測されています。ただ、その減少を少しでも食い止め、将来に向けて町がなくならないよう対策を講じて町民が安心して暮らし続けられるようにしていくことが私の使命と思っています。農林業を核に、暮らしと地域を支える産業を大切に育てながら町民の皆さんが安心して暮らし続けられる町にしていきたいというふうに考えています。現在次期総合計画の策定を進めていますが、これと一体的に環境基本計画の見直しとSDGsを推進する体制をつくり上げていきたいと考えています。産業振興では、酪農の基盤整備促進と六次産業化の推進、森林の保全と林業及び関連産業の振興、商工会とともに第三者継承を含めた商工業振興対策に取り組んでいきます。観光振興では、DMOを中心に滞在と体験を核とした観光まちづくりを推進するとともに、老朽化した施設整備を前進させていきたいと考えています。子育て支援では、発達支援や虐待防止などを強化し、子供包括、ネウボラを核としてさらなる充実を図っていきたいと考えています。教育では、幼小中一貫教育体制の構築を目指し、学校施設整備について事業に着手します。地域医療、介護、福祉、保健の分野については、これまでの検討や町民の皆さんのご意見を踏まえた抜本的かつ一体的見直しを

行い、将来の人口減少を見据えた地域医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。この中では、これまでのサービス体系の再編、在宅での生活を支えるための新たなサービスの開始についても検討していきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、ただいまご答弁を伺いまして町長が目指す中頓別町の将来像は理解できましたが、私なりに町長にもうちょっと詳しくお聞きしたい点がありますので、何点か各項目についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、産業振興について伺います。中頓別町の人口は、本年11月末で1,659名となっておりますが、10年前の2010年の人口が1,974人であることから、10年間で315人も減ったこととなります。人口減少は、消費者が減少することであり、消費者の減少は、小売、飲食業などの地域経済活動の縮小を招くことであり、それは地域の生活関連サービスの減少、地域生活が不便になることにつながり、それがさらなる人口減少に拍車をかける悪循環となるのではないのでしょうか。このことは地方交付税や町税などの減少による行政サービス水準の低下にもつながることであり、今後の町行政の運営に危機的状況を生み出すのではないかと私は考えています。この現状を打開するには町のさらなる経済発展につながる事業を組み入れて雇用創出を図り、働く人を増やすことにより人口減少を抑えることは極めて重要であると考えます。町に仕事があれば地元で働きたい、また学校を終えて中頓別町に戻って就職したいという若い世代の人もいるように聞いています。働ける場所のない町は、より人口減少が進むことが考えられ、町の財政もますます厳しくなる状況が見込まれますが、町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

2つ目として、町職員の副業の奨励についてお伺いいたします。住民に汗をかいてもらうには職員が一住民として地域に飛び出し、汗を流す必要があると私は思います。地域に飛び出せば地域の課題やニーズもつかめます。地域のキーパーソンとつながり、信頼を築けば、より一層協働が可能となると思います。さらに、職員の成長につながり、結果として行政サービスの向上にもつながります。地域活動には無報酬のボランティア活動もあれば奨励や報酬などお金が発生する活動もあると思います。お金が発生する場合、公務員は副業をしてはいけないという一般的な思い込みがあるため、お金が発生する活動に消極的になることもあるのではないかと思います。しかし、地方公務員法の第38条では任命権者の許可を受けさえすれば報酬を受けることができます。こうしたことから、首長が職員の地域における副業を奨励する動きが現在広まっています。既に地域に飛び出す公務員を応援する首長連合という団体もあるそうです。北海道では函館の鹿部町が条件付で職員の副業を解禁しています。町は、昨年11月中に職員の副業を条件付で解禁しました。職員は、申請後に許可が得られれば副業が可能となり、町の課題である人手不足の解決につながっていくそうです。町は、導入済みの自治体を参考にしながら公共性の高いものや町の発展、活性化につながる活動といった許可基準を設定、スポーツ少年団の監督や指導、有償

ボランティア活動、水産加工業、ホタテ、昆布漁の手伝いなどを想定しているそうです。活動は勤務時間外で、報酬も許容範囲とするそうです。町長の盛田昌彦町長は、町外の職員も多いので、基準を明確にした上で地元の基幹産業などに積極的に参加してもらいたい。職員のスキルアップにつなげていき、今後の事業に役立てていければと話しているそうです。そこで、小林町長に伺います。将来人口減少に伴い、様々な業種で人手不足が長引き、人材確保が困難な状況になると考えられるが、町職員のこのような副業の奨励についてどのような考え方を持たれているのかお伺いいたします。

観光振興についてお伺いいたします。人口が減少する中であって地域の活力とにぎわいを創出するためにDMOを中心に滞在と体験を生かした観光まちづくりを推進する町長の方針については私も同感であります。その中で地域での消費活動や経済の活性化のためには通過型の観光形態から滞在型の観光形態へのシフトが必要であると考えます。それらを踏まえて町としてピンネシリ温泉ホテル望岳荘の施設整備に関する今後の基本的な考え方を伺います。また、現在レストランピンネの食堂営業時間は昼食の11時30分から14時までの営業であります。今後ピンネシリ岳を中心とする滞在型の観光を推進するのであれば、森林力、温泉力、そして楽しみの夕食の食事も満足していただけるよう入浴時間が終わる8時頃までの食堂営業を今後心がけるべきではないかと私は思いますが、町長の考え方を伺います。

次に、子育て支援について伺います。私は、9月定例会において新入学児童の入学お祝い品としてランドセルのプレゼントを提案しましたが、たしか2週間ぐらい前だと思います。テレビのニュースでランドセル無償配付事業を行っている茨城県の土浦市のお話がニュースに入っておりました。土浦市では、ランドセル無料配付事業につきましては新入学児童の入学お祝い品として、また保護者の経済的負担の軽減を図るためランドセルの無料配付をしており、多くの保護者の皆様に大変喜ばれているそうです。ランドセルの重さに関しては、市販のものが1,000から1,100グラムに対して本市のものも約1,000グラムで、重さに差はないそうです。また、背負いやすい工夫になっており、数年前から肩ひももクッションを入れて柔らかくし、登下校に背負っても肩などが痛くならなくするなど改良をしているそうです。なお、以前は学校から配付されているA4判サイズのプリントやファイルを折らなければ収納できませんでしたが、現在のものは折らないで十分入る大きさになるなどの改良を行っているそうです。そこで、町長に伺います。無限の可能性を秘めた中頓別町の子供たちは、明日の郷土を担うかけがいのない宝です。宗谷管内のまちでは初めての事業だと私は思うのですが、再度ランドセル無料配付事業について、この3か月の間でどのような考え方を持たれたのかお伺いします。

次は、教育環境の充実について伺います。まず最初に、中学校の校舎が大分老朽化しております。今後町として学校施設整備事業について着手していくようですが、詳しい内容が分かれば教えていただきたい。

次は、教育長にお伺いいたします。夢と希望を！感動体験事業について伺います。この

体験事業を通じて日ハム、コンサドーレ、レバングの観戦ツアーを企画、中頓別町の子供たちにプロスポーツの感動を与える機会を創出しているようだが、この中に北海道のバレーボールの新時代を築き上げようとしている旭川市のヴォレアス北海道の観戦ツアーも組み込めないか伺います。プロ野球でもサッカーJリーグでも行われたことがない北海道ダービーが11月28、29だと思えます、バレーボールのVリーグ2部で試合で実現、今季初参戦の新星、サフィールヴァ北海道、札幌市とV2参入2年目で再起2位の先輩、ヴォレアス北海道、旭川市が道とでぶつかり、2連戦を行いました。両チームの計4人の教え子がいるとわの森三愛高校の山田和弘監督は、いずれはプロ野球、日本ハムファイターズのような存在になってくれればありがたいと。北海道のバレーの注目度の高さは本当に日本一だと期待しているそうです。中頓別町の子供たちがバレーに興味があるかどうか私には分からないのですが、旭川市が拠点のバレーボール、Vリーグのプロチームであり、中頓別町から旭川市という近い距離におられますので、私としては一度は見せてあげたいスポーツではありますが、教育長の考え方をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私には大きく5点のご質問があったかと思えます。まず、人口減少を踏まえた上での産業振興、これからの働く人を増やしていくための施策というふうに理解をいたしました。本町の現状を申し上げますと、働く人を募集していても人を確保できていないというような状況がまずあるということが大きいかと、特に福祉関係の職場がそういう実態にあるということでもありますので、基本的には今ある職場が将来も持続するように、これは募集の仕方もちろんなのですけれども、こちらに来た後の生活するための基盤、とりわけ住宅の問題とかそういうところを含めてしっかり確保していくということが一定必要になるというふうに考えています。なかなか新しい産業を興すというのは簡単なことではないと思えますけれども、商工会も今ある商店の事業継承とかそういうことに向かって取り組まれていますので、そういうところをまずベースにしながら新しい、起業とかそういうものも含めて応援する体制を構築をしていきたいというふうに考えています。

それと、1点目とも少し絡みますけれども、町職員の副業の関係についてお答えをしたいと思えますけれども、基本的には町職員の副業を認めていくことが望ましいというふうに私自身は考えています。これは、先ほど議員もおっしゃったように、職員が地域とのつながりを深めて信頼を構築していくというような趣旨もあるというふうに思っています。先般の総合計画のアンケート調査の中でも働き方改革に関連して短時間労働とかに関するアンケートを入れています。これは予想よりもかなり町民の皆さんの中にショートワークへの関心というのが高いということがアンケートの結果の中で出てきています。今後町職員だけでなく町民の中にあるそういうショートワークというか、短時間労働のニーズというものにどんなふうに応えていくかということも含めて、この問題について働き方改革

プロジェクトの中でしっかり取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

それと、観光振興についてでありますけれども、おっしゃるとおり通過から滞在、少しでも長い滞在にというのが基本的な考え方になるというふうに思っています。その中で望岳荘の施設整備の問題についてのご質問がございました。この間施設整備の問題についての検討を進めていますけれども、正直ピンネシリ温泉の浴場のほうの施設の限界がかなり近いところに来ているのかなと。これは、これまでボイラー等の老朽化というようなところで見てきたものでありますけれども、建物本体自体がコンクリートのひび割れから湯舟からお湯が外にしみ出るような状況になってきておりまして、このままの施設を維持、修繕していくということには基本的にならないだろうというふうに考えています。これは昨年までの施設整備の検討の中でも報告を受けてきたところでもあります。そういう中で、町民の中には特に温泉の入浴ということに対するそれを続けてほしいという声がございますので、これに対してどのように応えていくのかということについて、そろそろしっかり考え方をまとめていかなければならないかなというふうに考えているところです。町内のこれからの高齢者の健康をしっかり守っていくという意味でも温泉入浴施設というようなものの必要性というのは高いというふうに私も思っていますので、改めて今後どこにあるべきかということも含めた検討をしていきたいというふうに思います。そういった将来性を見据えた上でピンネシリの現有施設を今後どのように、どこまで活用していくかということについては併せて検討していきたいというふうに思います。

それと、子育て支援の関係でありますけれども、ランドセルの問題については先ほど教育長からも教育委員会の内部での検討した経過等がありました。これは教育委員会としてしっかり相談をして、教育委員会のほうでそういう要望があれば町としても真摯に検討したいというふうに思います。基本的にはどこかのまちでやっていることをうちも全部やれば、これはとんでもないところになっていくところはあるかなというふうに思うのですが、中頓別町として私は今子育て支援に関しては相当程度他の市町村よりも充実した状況をつくってきているというふうに思っているところでもあります。もちろんこれで終わりではなくて、質的な向上やさらに必要な支援等についても今後考えていきたいというふうに思っていますけれども、まず子供本位に、今何が一番重要なのかというそのところを踏まえた上での対策を講じていきたいというふうに思います。

それと、教育環境の充実、中学校の校舎の問題についてのご質問がございました。本当であれば昨年度あたりで防災の関係のハザードマップができて、それと併せて学校のほうの施設整備についても基本的な方向性を示していければというふうに考えていたところでもありますけれども、ハザードマップの作業そのものができていなかったということもあって前年度は進みませんでした。今年度ハザードマップの作業が今進んでいますけれども、この中で学校の問題についても検討していきたいというふうに考えてきたところでもありますけれども、正直まだ具体的な動きとしては取れてはいないというところでもありますけれども、総合計画の策定に関係するワークショップをコロナの中でもリモート等を活用して

やっています。その中でも学校施設の問題の重要性ということがご意見として上がってきています。これまで教育委員会のほうで検討してきてもらっていましたけれども、この事業に関しては町長部局も積極的に動いて前に行きたいというふうに考えておまして、今来年度以降における工程を検討しているところでありまして、少なくとも先ほど申し上げた総合計画の策定に絡んだ動きは年度内は継続されると思いますので、新年度以降は具体的に校舎の問題を進めていく基本構想、基本計画に着手をしていくと、そういうスケジュールを組んで進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 6点目の夢と希望を！感動体験事業についてでございます。バレーボールの企画をしていただきたいというご要望だと思います。本町にはただいまバレーボールの少年団、子供たちの環境はありませんが、大人のほうはミニバレーが非常に盛んに行われています。バレーボールの大会もあります。ぜひこういうような機会を子供たちに体験させたいといえますか、本物のバレーボール、ちょっとレベルが違うかなという部分はありますけれども、旭川市で行われますから、その機会に子供たちを募集して、いるのであれば企画したいというふうに思っております。ご指摘ありがとうございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 町長、ちょっと漏れているのですけれども、観光振興のほうで温泉の食堂営業時間、これは本当にお昼だけの食堂営業というのは、お客さんや何か来たら日中はうちで、朝遅くまで寝ているから、お昼御飯と朝御飯ぐらい食べて、それでは温泉に行って一風呂浴びて食事をしたいというのはあるのだけれども、やっていないというのが、これは大変寂しいのです。働いている人たちも大分人数が少ないかもしれないけれども、これだけは私はやってほしいと思うのです。昼も11時半から2時までですか。遅い人で仕事をして2時頃入る人もいればお昼御飯はもうできていませんよとかやっていませんよと言われてもどうしようもないし、それと温泉の営業時間は5月連休だとかお盆だとか冬、これは絶対に休んでほしくない。都会から来る人はどこかで食事をしたいとか温泉に行きたいというのも今日は休みだとかなんとかなんとかと言われたら行くところがないのです、せっかく中頓別町へ来ているのに。やっぱり中頓別町の魅力を伝えるのであれば夜も食堂を営業していただきたいと思うのですけれども、その点答弁が来ていなかったもので、お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほど将来的な施設整備を考え合わせた上で今後の温泉の運営等についても検討させていただきたいという趣旨でお答えしたつもりでありました。大変残念ながらというか、今ピンネシリ温泉の利用というのは非常に低位に推移しているかなというふうに思っています。それは温泉の運営側の問題ももちろんあるというふうに思いますけれども、町民の利用が、以前からですけれども、本当に少ない状況にあるかなと。その中で高いコストをかけて人をさらに確保して営業時間を延長するというのが合理的な

のかというところが判断の肝になるのではないかというふうに思っています。宿泊部門の問題を今後どういうふうにしていくのか、温泉の営業、それと併せて食堂をどのような形態で運営していくのかと、その辺りについて先ほど申し上げた施設整備と併せた検討が必要なのかなど。今申し上げたように、そこには基本的には今以上の経費をかけるわけにはなかなかいかないかなど。かつては働き方としてもかなり職員に負荷をかけてやっていた状況がありますけれども、今働き方改革と言われている時代の中ではそういうわけにはなかなかいかなくて、議員がご質問にあったような営業をするためにはさらに人を増やしていかなければならないと。そもそも人材そのものが募集しても見つからないという状況もちろんありますけれども、そういう中でさらに営業時間の拡大ということが現実的に可能なのかということも含めた検討が必要かなというふうに思います。もちろんご意見をいただいたことを踏まえた上での検討をさせていただきたいというふうに思いますけれども、現時点でそれが可能というふうなところまでご答弁するのは難しいのかなというふうなところがあります。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、もう私の質問はできないのですが、東京からとか、うちの娘も東京にいるけれども、旦那さんが一緒に来てどこかで食事したいといっても中頓別町の魅力を私はどこで伝えていいかわからない。夜だけはやってほしいなど、今後計画してほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号2番、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受付番号2番、議席番号4番、宮崎です。新型コロナウイルスの再拡大について伺います。

新型コロナウイルスの感染状況について、世界的には特にアメリカやヨーロッパなどで悪化の一途をたどっていることに変わりありませんが、日本国内については9月以降つかの間の落ち着きを見せていたこともあり、G o T o キャンペーンなども盛況な印象がありました。しかし、経済対策と感染対策の両立から経済優先への切替えが早過ぎたためか確認される感染者数、重症者、死者の割合も再度増え始め、11月に入ってから全国的には第3波、北海道にとっては第4波とも言える大きな波が押し寄せています。国も各都道府県も警戒を強めざるを得ない状況となり、道のほうでは札幌市との往来自粛を要請する警戒レベル4相当を適用し、さらに期間も延長する方針を示しているようですが、中頓別町の警戒ステージとしては現在何段階目でどのような対応を取っているのか。

道内はもちろん感染者数等が各地で過去最多を大きく更新する中、ついに宗谷管内でも初めてのクラスターが発生する事態にまで発展し、近隣自治体でも感染者が確認されていることから、本町にとってもこれまでで最も感染リスクが高い状態にあると考えられますが、町内の行事やイベント、町の事業等の実施についてはどのような状況でしょうか。

今のような感染状況が今後も続き、さらに悪化するような状況になったとしたら再び消費行動は落ち込み、町内経済へのさらなる打撃も予想されるわけですが、この点町として追加の経済対策や感染予防の支援、町民生活の負担軽減策などは考えておられるのか。新型コロナウイルス再拡大への対応等について伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の新型コロナウイルスの再拡大についてのご質問にお答えをしたいと思います。

町では警戒ステージにおける対応を5段階に設定しており、現在警戒ステージ3であります。町の警戒ステージは、北海道の警戒ステージに連動しており、現在北海道の警戒ステージは3でありますので、それに相当する対応を取っています。北海道が示している行動自粛の要請の対策としては、感染拡大防止対策を講じていない施設への外出自粛、同種の集団感染が複数発生するなど、これまでの対策では感染リスクの回避が困難な業態への外出自粛、感染拡大地域との往来、不要不急の外出自粛等の対策のほか、さらに町独自による職員の行動要請の対策として出張の自粛、職員間の多人数、5人以上の会食自粛、1月24日からは職員の3割以上のテレワークというものを実施してきております。

町内の行事やイベント等の実施については、北海道が示す警戒ステージ3ではイベント制限の要請はなく、実施の可否については町独自の判断によりますが、町が定めた新型コロナウイルス感染症におけるイベント、行事等に関する取扱い基準を基本とし、感染防止に万全を期すことが可能かどうかを総合的に判断をした上で決定しています。開催する際は、適切な感染防止対策を講じた上で新北海道スタイルを実践しながら開催し、さらに感染防止に万全な配慮をするため参加者へは検温、体調管理の確認や利用者名簿を作成するなどの対策を講じて開催しているところであります。ただし、警戒ステージ4以上になると北海道よりイベント制限等の要請がかかりますので、町の多くの事業や行事を中止または延期にせざるを得ない状況だと認識をしております。中で述べておりませんが、例えば町としては新年交礼会の中止というようなことも実際そういうような形で判断をしてきております。

今後の経済対策としては、国のコロナ対策交付金の追加交付などの状況を見ながら検討していきたいと思っております。今国も新たに1.5兆円の地方創生臨時交付金を予算に組もうという動きがありますので、それを踏まえた上でさらに緊急の必要が出た場合については町としてもしっかり補正を組むなどしての対応を取りたいというふうには思っています。

感染予防の支援では、マスクの着用や手洗いなど新北海道スタイルの実践に向けた支援に継続して取り組むほか、重症化しやすい方のリスクの低減に向けた健康相談、手作りマスク配布事業の推進や感染予防に係る新たな知見も含めた情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、再度何点かお伺いできればなというふうに思いますが、

年の瀬を迎えて今年は、私も好きなのですけれども、鬼滅の刃が今も大ヒット中であるわけなのですけれども、新語流行語の大賞となったのは3密ということなどからも改めて本当にコロナウイルス一色の1年になってしまったということになるかと思います。例えばこれを今年の1月、2月、3月ぐらいの時点でもまさかここまで尾を引くというよりは感染が起き始めた時点でここまで悪化するということを予想できた人はほとんどいなかったということだとも思うのですけれども、昨日も悪化を続ける状況にまた新たな展開などありまして、国内最大のクラスターが発生してしまった旭川市では感染者数で過去最多を更新し、災害派遣要請に対する自衛隊看護官の派遣、全国でも重症者、死者ともに最多数を更新、北海道全体としても一度延長されて、行政報告にもありましたけれども、あさって、11日までとされていたかなと思います集中対策期間の再延長が確実な状況になったかと思いますが、そうなった場合、中頓別町としては、今もそうですけれども、道に連動して今と同じ対応を今月25日までですか、続けていかれるのか。また、道内では札幌市だけではなく旭川市にもステージ4相当が適用される可能性もあるようですけれども、また道内では役場職員の感染も相次いでいて役場を閉鎖するほどのクラスターも発生しています。この点感染拡大地域との往来等については同等レベルの警戒が必要ではないかなというふうに思うわけなのですけれども、この点出張であるとか、感染地域からの来訪者であるとか、また不要不急の外出制限など、町内外との接触等について町としては今後の対応をどのように考えておられるのか、この点についても改めてお伺いをしたいと思います。

また、この後質問されるお二人もコロナウイルスに関する内容で、病院や施設、学校などでの対応というのが含まれているかなとも思いますが、重なったら申し訳ないのですけれども、私からも一部お伺いできればなというふうに思います。このように現状ではコロナウイルスの感染拡大が目立っているわけですが、本来この時期はインフルエンザの流行を迎えるような季節です。ただ、今年はマスクや消毒をしている方が多いので、例年ほど流行しないかもしれませんけれども、この地域でもワクチン不足が起きているところもあるようなので、コロナウイルスの感染予防に加えてインフルエンザの重症化予防というのも重要かと思いますが、町の国保病院での接種の状況についてはいかがでしょうか。これは議員同士のお話の中とかでも出ていたことなのですけれども、町国保病院とともに町内の医療を大きく支えていただいた診療所が閉所となりました。私も毎年お世話になっていたのですが、夜間にインフルエンザの予防接種ができるということで大変助かっていました。こういった点で瀬尾診療所を利用されていた方は結構いらっしゃったのではないかなというふうに思うのですけれども、そのように仕事などで日中なかなか時間が取れなくて特に通院などもしていない、そういった町民の皆さんの方々のニーズに対して病院のほうでは何か対応されておられるのか、この点についても伺いたと思います。

それと、病院と同じように、特に高齢者施設である長寿園のほうでも再度面会制限などの対応が取られているというふうに思うのですけれども、例えばショートステイの利用で

あるとか養護、特養への入所ということに関してはどのような対応になっているのか町のほうでは何か把握されておられるでしょうか。今なかなか新規の利用なり入所というのは難しいのかなというふうに感じておられる方もいらっしゃるようなので、コロナウイルスの影響などもあってなのか実際にはどのような状況にあるのか。コロナウイルスの影響によって医療だけではなく福祉分野への不安も町民の皆さんはあると思いますので、この点についても伺いたいと思います。

また、行事、イベントについては、警戒ステージでいうところのステージ4から町長のご答弁にもあるように制限要請というのが出てくるということになると思うのですが、これまでもそうですし、感染の状況を見てそういったステージ等に関係なく、例えば観光協会主催の夏まつりであるとか、民間主体のイベントや催事等については要請が出ているわけでもありませんでしたけれども、最大限の安全策である中止という形が町内でも選択されてきて、年明けのしばれまつりについても開催されないということになりました。恐らく新年会なんかもほとんどないというような状況になると思います。町のほうでも現段階では特に制限されているわけではない中で、今までと判断が変わってきたのかなと感じるところもあるのですが、開催予定であった健康づくり講座や文化塾というのが中止ということになって、健康体操的なものなどについては実施をしていくという判断かと思っています。これも今町長のほうからありましたけれども、年明けの新年交礼会も中止というお話なのですが、同じ1月に行われている成人式についてはどうされるのでしょうか。中頓別町では毎年成人の日に絡めて実施されていると思うのですが、来年については1月ではなく、ひとまずお盆などの夏に延期をするというところが増えているようなので、この点についても伺えたらなというふうに思います。

もう一点、先ほど細谷議員のほうから夢と感動体験のお話があって、たしか13日の日曜日の予定でバスケットの観戦ツアーが募集されたりもしていたと思うのですが、たしか札幌市だったと思います、場所は。これも恐らく多分なしだと思うのですが、教えていただけたらなと思います。

そして、再質問の最後の部分になりますけれども、経済対策や感染予防、生活支援という点について、経済対策については今後も国の追加交付などで町に必要なものがあれば活用していただきたいというふうに思うのですが、これまでの経済対策として特にまごころ商品券と牛乳、乳製品購入券の消費の状況についてはいかがでしょうか。たしかどちらとも先月いっぱい使用期限というふうになっていたかなと思いますので、伺えたらなと思います。

また、こういった経済対策含め、その他感染対策や生活支援等の今後について、現時点で考えられることもいろいろあると思うのですが、例えば再度マスクであるとか消毒液などの感染対策グッズの町民の皆さんへの配布であるとか、また例えば1人1万円とかという給付金であったりとか、町内での消費につなげるということを考えれば町内であれば何でも使える1人1,000円のクーポン券であるとか食事券であるとか、また冬の

光熱費の負担に対する福祉灯油であるとか燃料券のような取組、こういったことは町内の消費者、事業者どちらにとっても今必要なことだと思いますので、町独自にできることはいろいろあると思いますが、何かこういった中でも実施するようなお考えはないでしょうか、再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君）　ここで議場の時計で11時15分まで休憩を取りたいと思います。

休憩　午前11時01分

再開　午前11時15分

○議長（村山義明君）　休憩前に戻り会議を開きます。

町長の答弁からお願いします。

○町長（小林生吉君）　それでは、ご答弁申し上げたいと思います。

昨日報道されましたように、集中対策期間がさらに2週間の延長という流れ、明日の午後道の対策本部会議ということで承知をしております、この会議の情報を得たら速やかに町としても対策本部会議を開催して町としての対応を決めていきたいというふうに思います。基本的には道が継続されれば町も当然継続されるというふうに考えています。旭川市の問題もありますけれども、昨日もまた管内で発生をしていました。非公表でありますけれども、高校が具体的にこの方向でというようなことでもありますので、かなり近いところで感染が起こっているということを踏まえて、より緊張感を持った対応を決めていかなければならないというふうな考え方を持っているところです。

職員につきましては、これは一貫して一般の町民の皆さんよりもより厳しい対応を求めてきているところであります、都度総務課のほうから内達を出しておりますけれども、感染地域、感染のある町村への往来とかということに対しても制限するというか、自粛を求めるといような対応を取ってきていますし、いろいろご意見はあるのかもしれませんが、職員と外来者の接触をできるだけ避けるというふうな形で入り口もこのような状況をつくっていて、何とか行政の機能が止まることのないように最大限の警戒をもって対応していきたいというふうに思います。

インフルエンザのワクチンの関係であります、詳細につきましては後ほど長尾事務長のほうから答弁をさせていただきますけれども、町としては例年の実績に、それから閉所された瀬尾診療所の分や、今年は特に職員の関係でもインフルエンザにかかるのはということもあって、そういったことを上乗せした分を確保してきたところであります。かなりでも増えている状況のようなので、そこは事務長のほうから答弁をしてもらいたいと思います。心配された肺炎球菌の予防接種の関係についても一定対応をしてくれているところでありますけれども、その辺についても答弁をもらいたいというふうに思います。

それと、高齢者施設の面会制限等によって養護、特養の入所が滞っているのではないかとのご心配だと思いますけれども、この間養護については必要な方の入所が進んでいま

す。ただ、特養の中では、待機と言えるかどうかというのはありますけれども、入所の検討をされている方がいることは承知していますけれども、ただ施設側の職員のほうのむしろ数の確保ができていないので、新たな入所が厳しいというような状況で今いるかなというふうに思います。入所そのものの事務が滞っている、このために入るべき人が入れないというふうな状況ではなかったというふうに私は認識をしております。

それと、行事、イベントの関係でありますけれども、管内の状況なんかも聞きながらいろんな行事等の判断をしてきていますけれども、また昨日近隣での発生ということで急遽成人式を8月に延期するというような動きも今日報道されております。そういう状況の中で、今のところ成人式は開催するというような、人数を制限して、密を避けて、感染対策をできる範囲でやろうということになっておりますけれども、先ほども言いましたように近隣でそういう対応も出ているので、重ねて大丈夫かというところについてはしっかり教育委員会のほうで検討してもらいたいというふうに思っています。

バスケットの観戦は、中止になっているということでもあります。

経済対策について、利用状況については産業課長のほうから報告をしていただきたいというふうに思いますけれども、経済対策、マスク、消毒液の配布、新たな給付金や消費拡大のための助成等について、現段階として今、正直申し上げるとまだ議論はされてはいません。ただ、この年末年始、飲食のほうは忘年会、新年会は多分ほとんど開催されないという中での打撃もかなり大きいのではないかとすることも予想されますので、内部的にはそういった状況を早く把握をした上で必要な対応等があれば対策を講じるようにもしていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 長尾国保病院事務長。

○国保病院事務長（長尾 享君） インフルエンザの予防接種の状況についてご説明したいと思います。

インフルエンザワクチンに関しましては、今年度の接種が始まる時点で各薬品メーカーとも問い合わせせてきておりますが、その結果、昨年度の実績に応じた配付しかできないというところで、これは全国どこでもということでスタートしました。うちとしましては、昨年度の実績が900人台ということもあって、まずはそこからのスタートで、あと瀬尾診療所が閉所するというので、そこで接種した分も含めてうちに入れていただいています。さらに、町独自の取組で今年は増えるという予想をしたことから、少しでも多くということで各薬品会社にお話をして、若干ではありますが増えて、結果1,200本、1,200人分というふうに申し上げたらいいのですか、確保してきております。10月の中旬から開始して、かなりの人数が増えてきている状況、うちも福祉会等の施設等も含めて逐次実施してきているところです。現段階の状況では施設等はほぼ終わって、残り数人はいるのですが、それも含めて状況を見てやってきているという状況の中、さらには一般の方も多数来ているという中で、現段階の状況としましては1,056人ということで残り百数十となっています。その中でも施設等の予約分的なところを除きますと110から1

20という数で現段階は推移していると。ですので、この先伸びた場合、全くなくなってしまう分もお断りしなければいけないという状況にはなっているということをご理解いただければと思います。近隣の病院も既になくなったというような、これは実態の情報ではないのですが、そういったことでうちに問合せが来るという件数も徐々に増えてきているという状況ではありますが、うちとしましては町民の皆さんの分を確保したいという観点から、近隣のよそのまちの方、特にうちの病院に定期的にかかっている方に関してはお断りしているという状況、それは11月の下旬のあたりからそういった対策をして、何とか町民に打てるようにということで対策を講じているところでもあります。

あと、夜間の部分ですが、うちも3時までの受付に来てくださいということが通常としてお話をしていたのですが、そういうことであれば例えば学校のお子さんですとか、3時には病院に来ることが困難だという事例もあるということでお聞きしたものですから、毎週火曜日に関して事前にご連絡をいただいた場合、16時から17時の間予約制で接種をしていると。このことは学校も含めて、あとは町民の皆さんにも周知しながら対応してきているというところで、その部分に関しては今のところ皆さん問題もなく受けていただけているのかなと思います。

夜間診療の部分ですが、浜頓別町で実施しているという状況はありつつも、検査とか、レントゲンとか、医事とか、全ての部門を時間をずらしてやっているというのは浜頓別町の実態はお聞きしておりますが、その部分で中頓別町でやるかどうかについては、コストの面、それからその分ほかの部分での調整とか様々な対応があるものですから、あと併せて今後の病院の運営に向けて今検討しているということもあって現段階では考えていないという状況でお話をさせていただければと思います。

あと、肺炎球菌、先ほどお話をしましたが、一般の接種が12月1日から始めておりまして、まだまだ1桁台の接種者ということで、83人分用意していますので、今後接種を進めながら状況を見て対応を考えていきたいと思っているところでもあります。

以上です。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 私のほうからまごころ商品券と牛乳の購入券の現状の報告をさせていただきたいと思います。

まごころ商品券につきましては、既に完売がされておりまして、どちらもですが、11月末までの使用という期限を設定しておりまして、最終的な取りまとめがまだ終わっていないという段階でございます。その中ではございますが、現状ではまごころ商品券につきましては90%以上が使用されている見込みであります。牛乳の購入券につきましても現時点では90%程度の見込みとなっておりまして、おおむね活用されてきているのかなという実感を持ってございます。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） 成人式について町長のほうからもお話がありましたけれども、

私のほうからも説明をさせていただきたいというふうに思います。

成人式、5月の下旬ぐらいから徐々に準備をし始めて、人数、住所だったりとかという確認を進めてきているところであります。今現在成人式においては規模を縮小して実施する、今まで意外と開催時間の前早くから新成人の方が集まってきて、そこでお話をしたりとか、式が終わった後すぐに帰っていくのではなくて若干お話をしてから戻っていくという状況がありましたが、その部分についても時間、何時から来てください、式が終わったらずぐにお引取りくださいというところでのご案内をしていたり、今祝辞の関係、参加者の関係についても縮小しながら進めていくという方向です。それと、祝う会においても今回は中止をさせていただくということでご案内をさせていただいております。そんなこともあり、意外と早くから新成人、あるいは保護者の方、関係者の方に案内を出している関係もあって11月にもやるのでしょうかというような問合せもありました。その中で11月に規模を縮小して開催をさせていただく、それから今後感染症拡大の影響が出てくる可能性もあるので、改めて延期または中止、内容の変更等がありますよということも含めて関係者の方にご案内をさせていただいているというところでございます。いずれにしても、現時点規模を縮小して新成人の成人式だけはやってあげたいなという気持ちはありますが、昨日のこともありますので、改めて検討をし、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 再質問それぞれにお答えをいただきましてありがとうございます。よく分かりました。その中で町長から情報提供的な部分が今ありましたけれども、久しぶりにというか、しばらく止まっていた管内での感染者の確認というのが昨日2名道のほうでは公表されていたということになるかと思えます。いろんな情報があって錯綜したりもしているのだらうと思えますけれども、中頓別町に隣接する地域で感染が起こったということは恐らく間違いないことだと思います。この点で行政のほうとかこういうふうに、こういう場に来ている方々というのはいろんな情報を入れられる機会というのはすごく多くて、行政はすごく情報量が多いと思うのですけれども、みんなが知っていそうなことをなかなか知らない人も町内の中にはいらっしゃると思うのです。今せっかく防災無線が100%に近いぐらい配備をされて、毎日のように現状のステージスリーとかということをお伝えしていただいているので、これも町長から先ほどお話がありましたけれども、職員の皆さんは感染が起こっている地域には行かないようにしていると。そういったこと、例えばどういう地域に行かないようにしているのか、行政報告にもありましたけれども、人権への配慮はありますので、誰が感染したかということは別に知る必要はないと。ただ、どういう地域で感染が起きているのかということを町民の皆さんに知ってもらえれば、それだけ町内での感染のリスクも下げられるというふうに思いますので、この点情報提供的な部分、防災無線などを使って感染が起きている地域のお知らせなんかできないか、これだけ再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 感染の状況に関する情報というのは本当にデリケートに扱われておりまして、正直申し上げて私は今振興局のほうから報道発表前に私のほうにホットラインで今日の感染情報が何時からこういうふうに出ますというようなことはお知らせいただいています。ただ、あくまでも発表前ですということでのそれ以上の伝達はということできぎを刺されています。ただし、それもあらかじめ報道発表される範囲の情報が何時間か前に伝わるという程度でありまして、昨日の関係等についてもむしろ民間の方からいろいろ情報が入ってきてというような状況なので、町としてもそれをベースにお知らせできるというところは限られるかなというふうに思います。ただ、明らかに店舗の、そこがコロナが発生して閉鎖したとか、昨日の枝幸高校のように学校がお休みになったとかというような情報があれば、例えば職員に関してはそういう地域での往来は控えるようにというような形で出せているかなというふうには思いますけれども、非公表のところを町民にお知らせするのはなかなか難しいところがある。そもそもさっき言ったように、正式な情報としては私どもは受けていないので、そこで受けたものについてはもちろんお知らせしたいと思っておりますけれども、そうでない、たまたまうちの町は情報はありませんけれども、よその市町村の首長の方とお話をしていても明らかに町内の方が感染したということは分かってはいるけれども、私には何も教えてはもらっていないというようなこともあるのが実情でありまして、まだまだコロナの関係で感染者が出ると、どこの誰だということやそのことに対しての誹謗中傷のようなことなどが起きているという実態もあって、感染された方も非公表としてほしいというようなことが多いというふうに認識をしています。町としてもそういうコロナの感染者の差別とか誹謗中傷の類いが起きないように呼びかけを改めてしたいなというふうには考えているところでありますけれども、伝達できるべきものはちゃんと伝達しますけれども、そこはそもそもの情報が限られているというところをご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今町長からお答えがありましたけれども、国は違いますけれども、例えば台湾のような積極的な情報提供のようなことはなかなか、ここは田舎ですし、日本では難しいのかなというふうに思いますが、コロナウイルスの町内の感染リスクというのが近づいているのは明らかだと思いますので、できることは少ないかもしれないですけども、町一丸となって感染予防していけるようなことを考えていただきたいなというふうに思います。

私の一般質問は以上です。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号3番、議席番号1番、高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 受付番号3番、高橋でございます。私からは1点だけ、今もありませんように新型コロナウイルスに関する質問をさせていただきます。

病院、介護施設等のPCR検査の取組についてということで、さきに厚生労働省は11月16日に感染多発地帯やクラスター発生地域の医療機関、高齢者施設などの勤務者や入院、入所者全員を対象に一斉定期的な検査の実施のお願いという通知がなされましたけれども、道内並びに管内においても感染拡大、それからクラスターの発生が見られるわけがあります。本町としてもPCRの検査の実施に取り組むべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 高橋議員の病院、介護施設等のPCR検査の取組についてお答えをしたいと思います。

道は、感染症法に基づき新型コロナウイルス感染症の疑いのある対象者等に行政検査、PCR検査等を実施しています。11月16日の厚生労働省の通知により感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院、入所者全員を対処に道が一斉定期的な検査の実施を行うこととなりました。町としましても、クラスターの発生が予期される場合を含め、検査が必要な対象の方にPCR検査が確実に行われるよう国や道とも十分な連携を図り、迅速かつ積極的な対応を取ってまいります。なお、道は新型コロナウイルス感染症健康相談センターとして電話相談窓口を一本化するとともに、発熱などの有症状時はかかりつけ医に相談する体制を構築しました。町は、検査等も含めた不安や疑問の解消につながるよう今後も相談窓口の啓発を行ってまいりたいと思います。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 今答弁がありましたように、道が一斉定期的な検査を実施するというふうに答弁されたのですが、ということはこれはたしか国が2分の1の補助というふうに聞いているわけですが、例えば予算的な意味で町が負担する必要はないのかどうか1つ伺いたいと思います。

それと、もう一点は、もしPCR検査を行うとした場合にどういう状態になったときに行うというふうな判断の基準とありますが、それを1つ伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご質問にお答えしたいと思いますけれども、町費の負担は基本のございませぬ。

それと、検査の対応等でありまして、どの範囲が検査の対象になるか等についての相談や確認は保健所等ともさせてもらっています。病院や施設は一斉にということになるとは思いますけれども、例えば町職員が誰か感染したというような場合はどの範囲までが検査の対象になるのかというようなことでいうと、基本的には例えば同一フロアで、うちでいえば1階なので、全員対象になるのかなと。ただ、保健福祉課のほうからも職員の出入りもあつたりしますので、万が一保健所の判断として対応ができないという場合もゼロではないかもしれないということで、その場合については町としても独自に、やっぱり必

要だという判断があったときには独自のPCR検査を町としてやるというか、町の病院でやるという意味ではないですけれども、どこかの検査機関にお願いしなければならないということもあり得るだろうと。その場合のお願いする先とかというものについてもしっかり把握をしておいてもらって、速やかにそういう検査ができるような状況にして想定して準備をしております。これはほかの職場で起こった場合も同様だと思いますので、基本は国、道の検査でありますけれども、道の保健所の采配で検査が必要な範囲というものが指定され、そこで行われますけれども、それでもどうしても町としてここまで広げるべきではないかというような場合についてはそれも町として対応して、独自の検査委託をするというようなことも想定しているということでもあります。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 質問ではないですけれども、お願いということで、現状でいうと道内であれば今旭川市で非常に大きなクラスターが発生しているわけであります。そういう意味でクラスターが発生してからでは遅いということもございますので、兆候を見たら即検査を開始するというような形でぜひ迅速に対応していただきたいというふうに思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これで高橋さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号4番、議席番号6番、星川さん。

○6番（星川三喜男君） 受付番号4番、星川です。私は1点のみ質問させてもらったのですが、この中で全部さきの2人が聞いておりますので、多分再質問はないと思いますが、取りあえず質問させてもらいます。

それでは、今後の新型コロナウイルス対策についてお伺いいたします。新聞報道が毎日過去最高の人数、毎日が過去最高、過去最高という人数になっておりますが、新型コロナウイルスの感染が拡大している中、宗谷管内も、報告がありましたけれども、例外ではなく感染者が増加しているところです。また、旭川市の病院によるクラスターにより道北エリアの医療にも大きな影響となっていると思われませんが、今後の感染対策についてお伺いします。またあわせて、小中学校の今後の感染対策の取組についてもお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員の今後の新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えをしたいと思います。

11月以降北海道での感染拡大の勢いが止まらず、宗谷管内でも感染者が発生している状況です。町では町民の皆様とともに感染対策に取り組んできましたが、引き続き感染対策に万全を尽くしてまいりたいと考えています。地域住民の生命と健康を守るために医療機関の維持は重要な課題です。医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめるよう努めます。国保病院は、道からの指定を受け、発熱者等相談医療機関として新型コロナウイルス感染症の相談窓口を開設

するとともに発熱・感染症外来を開設、一般診療と時間帯や診療施設を分けて対応しております。さらに、新型コロナウイルス感染症患者が多数発症し、感染症病院等の入院が不可となった場合に備えて一部病室に陰圧装置の整備を行ってきました。今後も地域の方々が安心して病院にかかれるよう院内感染対策に徹底して取り組んでまいります。

小中学校や地域での今後の感染対策の取組については、現在も実施していますが、マスクの着用、手洗い、せきエチケット、換気、検温と健康観察、消毒、密を避ける、距離を取る、発熱などの風邪に似た症状が見られるときは自宅で療養して体調管理に努めることを呼びかけ、継続してまいりたいというふう考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 先ほど言いましたように、前2人の議員の質問、再々質問等々で詳しい内容等も分かりました。また、詳しく行政報告で町長、また教育長の行政報告もありましたが、再質問ということもないと言い切れませんので、一、二点お伺いいたします。

PCR検査についてですが、先ほど高橋議員も言っておりましたけれども、PCR検査の助成について町独自で考えていないか。私はつい最近隣町で出たということで、隣町に小頓別もしくは中頓別の町民方が買物等に多分行っているはずだと思います。そのような商店街に行って、行かなければならない、買物もしなければならぬ主婦層が相当いると思います。それで、今後万が一のことにについて一般町民が受けたいといったときに町独自の助成等を考えてもらえれば私はいいのかなと思っております。というのは1人当たりPCR検査をすれば3万円です。医師から受けてくださいと言われてただということなのですけれども、物すごく敏感な方は受けたい。そして、今後正月に向けて孫や子供たちが万が一帰ってきたときにもそれに合わせて受けたいという方が私はおられるのではないかなと思いますので、そのときに対して町も何らかの助成金を私は考えてもらいたいと思っております。これも新聞報道で61歳高齢者、要するに高齢者の方々にはあるまちでは無償でPCR検査を受けてもらうという報道もなされておりましたので、併せて検討してもらえればなと思います。

それとあわせて、コロナの中、特に高齢者が一歩も外に出ないで頑張っておられます。この際福祉灯油のことも考えてもらえればなと思いますが、その件についてもお伺いいたします。

それと、この感染に対して、私たち消防も出初め式を挙行すると思いましたが、ここに来て昨日の情報等々もありまして消防のほうから名寄以北の町村の出初め式は中止せよというような、強い強制力ではありませんけれども、やはり他町村が中止している中、私たち中頓別町で挙行して万が一発生者が出たらということもありまして、今のところ急遽中止をせざるを得ないなということも考えておりますが、出初め式のときに飲食店から今回は団員にお弁当、今までは併せて新年会をやっていたわけなのですけれども、そういう形で町の飲食店に協力をしなければということで考えておりましたが、中止ということでそ

れも破談になってしまった。そういうところで町は、先ほど宮崎議員からも質問がありましたけれども、経済対策、要するに飲食店に対して相当私は落ちているのではなかろうかなと思っております。第1回と併せて、これは経済対策としてそういう業者に私は助成してやるのもまた一つの生き残りの策だと思いますし、町民に対しても感染予防の支援ということで再度町長からマスクもしくは消毒液を配布してもらいたいと思いますが、その点も併せて質問させていただきます。

それと、私成人式についてお伺いしたかったのですが、先に宮崎議員にされましたけれども、これは教育長に再度お伺いいたします。本当にやるのですか。今このような中で、私は確かに、次長の答弁もありましたけれども、長い期間をかけて段取りしてきた中で中止というのは物すごくかわいそうだとは思いますが、ここにきて隣町からの患者が出た。そして、そこには高校生として町内からも行っている。そういうことを考えれば、ここはもうちょっと私は先延ばし、成人式をやってあげたいのは分かります。これは一世一代のことですので、私はやりたいのは分かりますけれども、万が一のことを考えて、何もかも中止ということで町内が動いている中、教育長をはじめ教育委員会では挙行するという強い意思を持ってやる場所なのですが、教育長の腹積もりを聞いて、どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、今後のPCR検査の助成、高齢者への燃料の助成、それから飲食店への支援、町民全体へのマスク、消毒液等の配布、これらのご提言をいただきました。先ほどの宮崎議員のご提言や高橋議員のPCR検査のお話もありました。これらにつきましては、明日になるのか、あさってになるのか、町としては道の対策本部会議の結果を踏まえて町の対策本部会議を開催することを想定しています。この中でご意見、ご提言についての検討をさせていただくということでお答えをしたいというふうに思います。正直まだ国のほうの臨時交付金の情報が入って、総額だけのあれで正直都道府県と市町村とでの財政の出勤状況を見ると、かつてのようには多くの配分があるということではないのかもしれませんが、予防対策、経済対策併せてその範囲というふうに限定せずにしっかり検討するようになりたいというふうに思います。これらについては、国の予算を待って補正する部分もあるかもしれませんが、場合によっては早急に決定して専決処分させていただくというご相談もさせていただく場合もあるかと思っておりますけれども、その辺につきましては議会のご理解、ご協力も賜ればというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 私の決断をお伺いしたいということでございますけれども、教育委員会としてはといたしますか、これは勇気ある判断が求められると思うのです。中止するにしても実施するにしてもいろんなご意見のある方がいるということは承知しています。自分としては今の段階では実施したいというふうに考えています。先ほど工藤のほうから

答弁がありましたけれども、例年よりは縮小して実施します。参加者は12人です。その中で東京都、江別市、札幌市、稚内市、こちらのほうから参加希望のある方がおられます。それから、保護者の参加は2名まで。来賓は、大変申し訳ないのですけれども、議長と職務代理人2名ということになっております。その後祝う会等をやるのですけれども、それはなし。ただ、希望図書でありますとか、放課後子どもプランの子供たちが作ったプレゼントでありますとか、例年なかとん牛乳を飲んでいまして、そういうプレゼントは持ち帰っていただくということで、時間的には町長祝辞、それから来賓祝辞があると思いますけれども、その後誠に申し訳ないけれども、お母さんやお父さんへのお手紙とか云々も省略させてもらおうと、時間的には30分ぐらいかからないで終わるかと思っております。そして、お土産を持って、これも切ないのですけれども、もう少し晴れ着姿でいたいと思っておりますけれども、お引取りいただくというような形で私は実施したいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 分かりました。今教育長の答弁でありましたけれども、正味時間30分という中で、せっかくの成人式です。あれは延期して、もうちょっと中身の濃い成人式を私はやってあげたほうが、一世一代のものでありますから、そこら辺、私の思いです。教育長の思いは、そういうことでも1月10日に挙行するということなのですから、12名の中に要するに専門学校生あたりですか、学生あたりが都会から来て出席していると思うのですが、そこら辺も気をつけて、コロナの中でそういうところから来る子供たちについても気をつけてやってもらいたいと思っておりますし、今後どうなるか分かりませんが、やるからにはいろいろと検討してやってもらいたいと思っております。

また、町長に対しては、私の言ったとおり、いろんな角度から助成等も今後考えていてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第63号

○議長（村山義明君） 日程第8、議案第63号 中頓別町議会議員及び中頓別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第63号 中頓別町議会議員及び中頓別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） それでは、よろしくお願いたします。議案第63号 中頓別町議会議員及び中頓別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案の2ページをお開き願います。議案第63号 中頓別町議会議員及び中頓別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

中頓別町議会議員及び中頓別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月9日提出、中頓別町長。

まずは制定の要旨をご説明申し上げます。議案の7ページをお開き願います。制定の要旨、町村の選挙における立候補の環境を改善するため、これまで都道府県及び市を対象としていた選挙公営を町村にも同様に拡大し、町村議会議員選挙においてもビラの頒布を解禁するとともに、選挙公営の対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として、公職選挙法の一部を改正する法律が制定されたことによる条例の制定であります。

それでは、公職選挙法の一部を改正する法律概要をご説明申し上げます。

第1、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大。町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の対象とすること。①、選挙運動用自動車の使用。②、選挙運動用ビラの作成。公営の前提としてのビラの頒布解禁につきましては第2をご参照願います。③、選挙運動用ポスターの作成。

第2、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁。町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁すること。ビラの頒布の上限枚数は1,600枚、通常はがきの2倍とし、ビラの種類、頒布方法、規格等は現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

第3、町村議会議員選挙における供託金制度の導入。町村議会議員選挙について供託金制度を導入することとし、その額は15万円とすること。供託物没収点は、現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

第4、施行期日等。1、この法律は、公布の日から起算して6か月を経過した日から施行すること。2、その他所要の規定を整備すること。

続きまして、制定の内容をご説明申し上げます。議案3ページをお開き願います。第1条、趣旨では、中頓別町議会議員及び中頓別町長の選挙において自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成について公費負担に関する必要な事項を定めることを規定してございます。

第2条、選挙運動用自動車の使用の公費負担では、選挙運動用自動車は無償で使用する

ことができる期間の規定でございます。

第3条、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出では、本規定にある契約を締結し、選挙管理委員会に届出することを規定してございます。

第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続では、第1項では第1号以下に規定する公費負担額を支払う旨の規定でございます。第1号では、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約について、1台の選挙運動用自動車に限り負担額を最大6万4,500円まで負担する旨を規定してございます。第2号では、一般乗用旅客自動車運送事業者以外の契約であり、アでは1台に限り負担額を最大1万5,800円まで負担する旨を規定、イでは燃料の供給に関する契約である場合、当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金の規定、括弧内は、その上限額を規定してございます。ウでは、運転手への雇用に関する契約に基づく報酬として1日最大1万2,500円とする規定でございます。

第5条、選挙運動用自動車の使用の契約の指定では、契約が複数ある場合の候補者による契約締結の指定を規定してございます。

第6条、選挙運動用ビラの作成の公費負担では、選挙運動用ビラを無料で作成できる旨を規定してございます。

第7条、選挙運動用ビラの作成の契約締結の申出では、その契約を選挙管理委員会に届け出る旨を規定してございます。

第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続では、1枚単価最大7円51銭を定められた枚数分について支払う旨を規定。

第9条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担では、選挙運動用ポスターを無料で作成できる旨を規定してございます。

第10条、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出では、その契約を選挙管理委員会に届け出る旨を規定してございます。

第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続では、1枚単価最大525円6銭にポスター掲示場の数を除した金額に31万500円を加えた金額を最大として支払う旨を規定してございます。

第12条、委任では、本条例の施行に関して必要な事項は選挙管理委員会が定めることを規定してございます。

なお、本条例による規定は全て候補者の供託物が中頓別町に帰属することにならない場合に限られており、いわゆる供託物没収となる候補者につきましては本条例の適用になりません。有効投票数を1,300票とした場合、町長候補者では10分の1の130票、町議会議員候補者では議員定数で除した有効投票数の10分の1となり、16票を超えた場合には本条例の適用になるというふうに考えてございます。

附則、第1項、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、適用区分では、本条例適用の経過措置を規定してございます。

なお、本条例の概要に関しましては、令和2年11月27日開催の町議会臨時会後の情

報提供にてご説明申し上げたとおりでございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） これはやむを得ないものと思うのですが、例えば印刷単価、これ地方によって違うのです。それらについての見解はどんなことになっているのですか。安価に印刷できる地域と、そうでなく非常に高い地域があるので、これで押さえられているのだけれども、これは全国统一でしょう。その辺の矛盾があると思うのだけれども、この辺はどうなのでしょう。そこまでは一々説明はなかったと思うけれども、やむを得ないものと思うにはあまりにも地方の印刷環境と都市の印刷環境は違うと思うのです。単価は相当違うと思うのです。その辺考え方としてどうでしょう。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） これは国で定められたものでございますので、地方あるいは都市のほうでどう変えるかというところはできない部分でありますけれども、実は前回の情報提供でもご説明させていただきましたけれども、ポスターについては大体1枚1万円程度が負担できるだろうというふうにお話をさせていただいております。大体そのぐらいの額になると、割り返したら。今まで選挙のほうで出てきたポスターについては、そこまで全然達しない額でございますので、こういった地域であっても基本的には今まで以上のポスターが作成できるかなというふうなお話はさせていただいていたというふうに思っております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 細かいことで、ポスターは今までどおりで大丈夫。ビラは、多分私もいろいろ個人的に印刷所でやっていただいて、相当安くしてくれてはおりますけれども、例えば1,000枚刷ったとして7,000円ちょっとでできるかといったら、そうはいかないと思う、一般的には。だから、ポスターはおおむねこの程度でできるけれども、ビラのほうはできないという状況は当然考えられるから申し上げたので、その辺また具体的には地域の印刷会社がそれなりに合わせてくれることも考えられるけれども、これは全国统一というところに公平さと公平でないところの矛盾があるなというふうに思うのです。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） おっしゃるような面も多々あろうかと思っておりますけれども、今後もしその部分でいろいろと問題が発生してきたときには国のほうもまた検討いただけるのではないかなというふうに思っているところであります。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第63号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 中頓別町議会議員及び中頓別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第64号 中頓別町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第64号 中頓別町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第64号 中頓別町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案の8ページをお開き願います。議案第64号 中頓別町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について。

中頓別町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月9日提出、中頓別町長。

まずは制定の要旨をご説明申し上げます。議案の10ページをお開き願います。制定の要旨、令和元年11月8日に地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第156号）が公布され、その改正後の第173条において普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準が定められたことによる条例の制定であり、条例において長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定めることを可能にするものでございます。なお、条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国が設定を行ったものでございます。

続いて、制定の内容をご説明申し上げます。議案の9ページをお開き願います。第1条、趣旨では、地方自治法第243条の2の職員の賠償責任に関わる第1項の規定に基づき、

町長もしくは委員会の委員もしくは委員または職員の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めることを規定してございます。

第2条、損害賠償責任の一部免責では、善意でかつ重大な過失がないときは賠償責任の一部を免除することを規定してございます。第1号から第4号まで各職種における参照基準を定め、それ以上の額に関して免責を行うものであります。例としまして、第1号の町長では、基準給与年額が例えば1,000万円であった場合、6を乗じた6,000万円を賠償責任額の上限として、それを超える額に関しては免責を行うものとする規定でございます。以下、第2号では副町長、教育委員会の教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員または監査委員を4として、第3号では農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、地方公営企業の管理者を2、第4号では前2号に掲げる職員以外の職員を1として規定するものでございます。

附則、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 私は、この条例ができるということではいろいろと、これ自体は分かるので、内容的には問題ないと思っているのですが、なぜこれに議員が入っていないのか。1つには議員が町に対する損害を賠償する責任があるという考え方があって、そのときにいろんな委員も、町長、副町長も含めてその一部を免除する。そういうことなのだけれども、議員は損害賠償をする責任がある場合が出てくると思うのだけれども、これは損害賠償に対する損害を賠償する責任がないから、議員としての職務がここへ出てこないのか。農業委員やいろいろ出てきているけれども、なぜ議員がここに当てはまらないのか、それだけ教えてください。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） この件につきましても、実は情報提供のときにお話をさせていただきまして、その辺こちらのほうでも分かりかねる部分もあるというふうな話もしておりました。243条の2の職員の賠償責任ということになっておりまして、前回私のほうで説明していたのが間違っているかなというふうに思っております。職員の賠償責任に関する部分での免責ということになろうかなというふうに思っております。これでよろしいでしょうか。全体的な損害賠償の部分というわけではなくて243条の2の職員の賠償というふうになってございますので、243条の2というのが現金・有価証券・物品の亡失、損傷ということになっていたと。それで議員たちのほうは証券・物品等を管理するというふうな責務はございませんので、入っていないというふうに、この間調べましてそれが判明しましたので、今回大変申し訳ございませんが、ご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 今物品等に関する事で議員はそういったところに入らないだろうということで、農業委員の委員だとか、固定資産評価審査委員会の委員は関係しているのですか。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 要するに証券・物品等の管理につきましては、基本的に農業委員会であれば農業委員会の会長のほうから決裁をいただくとかという形になりますので、そこに責任は発生する部分であろうかと思えます。固定資産のほうはなかなかかなかなというふうに思っております。あと、監査委員に関しては、執行の段階での確認という部分が責任が問われる可能性があるだろうというふうに、それでこういう形で定められたというふうになっていると思ひまして、その点からこういった役職についてはそういう責任がかかる可能性があるというふうな見越しでもって整理されたものというふうに見ております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） ちょっと理解できない。自治法の第243条の2第1項でそのことがうたわれるとしても、では議会議員は町に対する損害を賠償することはないということなのですか、それともあるけれども、この一部適用されないということなのですか、その辺をよく教えてください。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） はっきり言ひまして新しい法律に沿ってつくった条例なものですから、まだそこまでは私のほうでもつかみ切れていないというところもあるのですが、基本的な考え方としては議会に関しましては予算等の承認という形で進んできていると思ひます。行政のほうでは有価証券・物品等の管理に関する部分ということに関しての責任というところがあるかと思ひます。その管理に関する部分での責任ということでありまして、それに関するものに関して今回免責を検討するというふうな条例になっているというふうに考えておりますので、その部分からすると議員の皆さんのほうにはそういう責任がかからないのかなというふうには思ひますが、何とも、私も新しい条例、法律なものですから、なかなか分からないところもあります。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第64号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号 中頓別町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

○議長(村山義明君) 日程第10、議案第65号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第65号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 小林総務課長。

○総務課長(小林嘉仁君) 議案第65号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案の11ページをお開き願います。議案第65号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月9日提出、中頓別町長。

まずは改正の要旨をご説明申し上げます。議案の14ページをお開き願います。改正の要旨、国において東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則9-129が一部改正されたことを受けて、これに準じて新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対して支給する防疫等作業手当の特例を定めるため改正するものであります。

改正の内容、新型コロナウイルスに限定して、町民等の生命及び健康を保護するために緊急で行われた措置に関わる作業に従事した場合には、これまでの1日につき300円ではなく、3,000円の防疫等作業手当を支給できるよう規定を整備する。

なお、患者もしくはその疑いのある者の体に接触して行う作業や長時間にわたり接して行う作業に従事した場合には、4,000円の防疫等作業手当を支給する。

続きまして、条例改正の内容をご説明申し上げます。議案12ページをお開き願います。新型コロナウイルス感染症に関する防疫等作業手当は特例として設けるべきということで、附則に2項加えて条例を整備してございます。

附則第3項では、職員が町民等の生命及び健康を保護するために緊急で行われた新型コロナウイルス感染症対策の措置に関わる作業であり、町長が定めるものに従事した場合、通常の防疫等作業手当である第6条ではなく、本附則を適用させる規定でございまして。

附則第4項では、その支給額を規定するものでございまして。条例改正の内容につきまし

ては、北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に準じて改正を行ったものであり、支給の内容は、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者と直接接触がない作業については1日につき3,000円、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者と直接接触のある作業またはこれらの者と長時間にわたり接して行う作業については1日につき4,000円を支給する規定となっております。

附則第1項、施行期日等、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年5月28日から適用する。

附則第2項、特殊勤務手当の内払いにつきまして、令和2年5月28日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第6条により支給された伝染病予防救済作業手当のうち、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項の作業に係るものは同項の規定による伝染病予防救済作業手当の内払いとみなす。

なお、附則第3項の町長が定めるものに関しましては、令和2年11月27日開催の町議会臨時会後の情報提供にて新型コロナウイルス感染症に関わる特殊勤務手当の支給方針案としてご説明申し上げたとおりでございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 新型コロナウイルスに関することなのですけれども、直接接触していない人が3,000円で接触した人は4,000円ということで金額の差があまり感じられないのですけれども、これについてどう考えておりますか。それだけお聞きしたかったのですけれども。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） どの金額をどういうふうにするかという部分に関しては、なかなかその基準がつけられないところがございます。基本的には北海道の部分、多くのまちのほうで制定されている条例等を見まして定めたということであって、その差が1,000円しかございませんけれども、基本的にはコロナに感染する可能性があるという部分に関しては、体に直接接触していないとしても基本的に菌は2日間程度は死なないということになってございますので、作業の従事者、消毒等の作業の従事者になろうかということでこの間ご説明申し上げましたけれども、その方々についても3,000円というふうに考えて整理をし、直接本当に接触する者については4,000円というふうに定めたというものであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 私も聞こうと思ったのだけれども、3,000円、4,000円の金額の差はあってもいいのですけれども、ただ長時間という言い方、これは誰が決め

るわけ。町長が決めるの。そしたら、各町村みんな違うことになるでしょう、長時間の考え方。こんなのは事務方の中で何をもって長時間というのかきちっと決めておかなかったら説明にならないでしょう。だから、今の西浦議員が言ったような内容についてもその辺でやらないと各市町村ばらばらではこれは話にならないでしょう。その辺をお答えいただきたい。

○議長（村山義明君） 総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 各町村全部統一しろというところはなかなか難しいところかなというふうに思いますが、うちのほうの方針として出させていただいたのは町外に搬送する場合の運転手を今のところ考えていると。町内であればそう長い時間ではないだろうというふうに思っております、それから例えば町外の入入れをしている宿泊施設、あるいは病院等に搬送する場合、これが消防職員以外でどうしても搬送しなければならないという事例が出てきたときに運転手に関してはそういう規定になろうかなというふうに考えております。時間で制定して10分とか20分とかで短時間で30分で長時間だというふうにしたとしても、ではどこが正しいのだというところがなかなか定めができないところですから、そういう決めで整理をさせていただきたいと、当町ではそういうふうに思っているというところがございます。ほかの町村がどういうふうな方針でやっているかというところは私のほうでも調査不足というところがありまして、存じ上げていないというところでもあります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 難しいことは分かっているけれども、こんなことぐらい課長同士でも話はできるわけでしょう。例えば宗谷管内なら宗谷管内で統一するとか、道で統一するとか。やる気になればできることをやらないから、各町村長だけにその決断を任せ、委ねて、格好はいいけれども、ばらばらになってしまう。そんなことではなく事務方の処理方法としてもう少し話し合っただけで統一したほうがいいのではないの。これはみんな思うよ。中頓別町は3時間が長時間だとか、浜頓別町は5時間だとかといったらおかしいでしょう。その辺をもう少し検討してきちっと答えられるようにしてください。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 実は管内の宗谷課長会議の中でも話が出ていた部分でもあるのですけれども、ただ長時間というところの部分がそこまで踏み込んで話はされていなかったと。条例の制定については皆さん各町村やりましょうというふうな方向にいましたけれども、それ以外については各町村のほうで方針を定めてやろうねみたいな雰囲気だったものですから、東海林議員言われるとおり、もしそういう機会がございましたら宗谷の課長会議等でその辺はどうなっているか、ほかの町村の部分の対応も聞きながらまた対応を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第65号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第66号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第66号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 議案の15ページをお開き願います。議案第66号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について。

名寄市及び士別市と中頓別町との間において、別紙のとおり定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、中頓別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成22年条例第1号）の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月9日提出、中頓別町長。

18ページを御覧願います。変更の理由でございますが、本協定は、圏域の中心的な役割を担う中心市と圏域町村が相互に役割分担して連携、協力することによりまして圏域資源を生かした魅力ある地域づくりと安心して暮らせる地域社会の形成を目的とする広域連携の推進を図るため、平成23年に名寄市、士別市を複眼型中心市とし、11町村の構成自治体により定住自立圏形成協定を締結したものでございます。今回の定住自立圏形成協定の一部変更につきましては、近年激化する自然災害を鑑み、災害時に必要な情報の共有、人的、物的支援をより効果的かつ効率的に行うとともに迅速な対応に資するため、防災の取組を追加するものでありまして、防災、減災に関する情報の共有に向けて連絡調整を行うとともに、相互応援体制などの整備、強化を図るほか、広域防災力の向上に資する取組を進めるものでございます。

16ページをお開き願います。定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書。

名寄市及び士別市と中頓別町は、平成23年9月30日に締結した定住自立圏の形成に

関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和3年4月1日から適用する。

原協定別表第2中3、圏域生活基盤維持対策の表を次のように改める。

既に締結済みであります物流網効率化の推進の次に「防災」を加えまして、取組の内容に「近年、激化する自然災害を鑑み、災害時に必要な情報の共有、人的・物的支援をより効果的かつ効率的に行うとともに迅速な対応に資するため、相互応援体制の整備・強化を図りつつ圏域の防災力を向上させ、安全・安心な暮らしの確保を図る。」を、甲の役割に「防災・減災に関する情報の共有に向けて連絡調整を行うとともに、乙と協力して相互応援体制などの整備・強化を図るほか、広域防災力の向上に資する取組を行う。」を、17ページを御覧いただきまして、乙の役割に「防災・減災に関する情報の共有に向けて情報を提供するとともに、甲と協力して相互応援などに関する取組を実施する。また、広域防災力の向上に資する取組を行う。」を加えるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第66号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結の件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時41分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員